

計画の基本理念

瑞浪市教育委員会では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、令和6年度を初年度とする「第2期瑞浪市教育振興基本計画 みずなみ教育プラン」を策定しました。

計画の位置付け

この計画は、市の最上位計画である「第7次瑞浪市総合計画」(令和6年(2024年)3月策定)の教育分野の個別計画として位置付けます。
また、本市では、教育大綱を本計画の基本構想として位置付けます。

計画期間

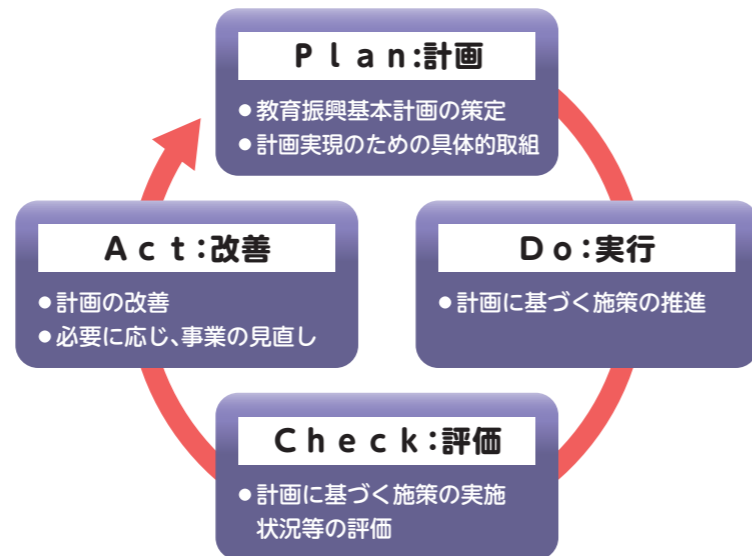
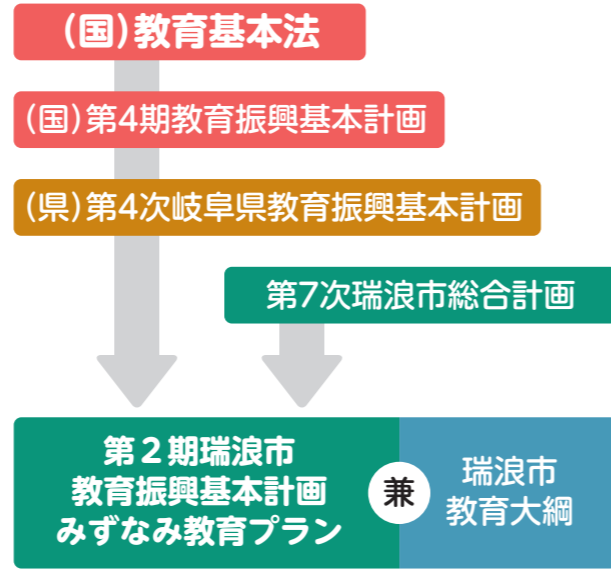
計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間です。

計画の範囲

本計画は、教育委員会が所管し施策を実施していく学校教育・就学前教育及び家庭教育を対象範囲とします。

計画の進行管理と見直し

本計画の着実な推進のため、毎年、前年度の実施状況を取りまとめ、内部評価を行うとともに、教育委員会点検評価委員会による外部評価を実施します。教育委員会点検評価委員会による評価結果や課題等については、次年度の取組に反映する、PDCA(Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Act:改善)サイクルにより計画の進行管理を行います。



第2期瑞浪市教育振興基本計画 みずなみ教育プラン

概要版

基本理念
夢と誇りを育む
みずなみの教育

基本目標
たくましく生きる
基礎を育てる
学校教育・就学前教育
の推進

